

高知県商工団体連合会 NO.854(50-38)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

春の運動ご苦労様でした。次は地方別活動交流会に向けて

■春の運動・拡大状況(3月末)

	拡大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	9	5	3	2	0	4
香美郡	23	8	7	1	0	18
南国	13	5	6	1	0	7
高知	42	16	20	6	0	19
仁淀川	3	1	4	0	0	2
須崎	11	1	1	1	0	4
中村	11	3	1	1	0	4
計	112	39	42	12	0	58

成果会員: 読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

春の運動では、読者112人、会員39人、共済42人、婦人12人の拡大ができました。成果会員は58人でした。

年度(3月末)増勢の民商も
高知…読者、会員、共済
安芸…会員、共済、婦人
須崎…読者、会員、婦人
仁淀川…共済
高知民商は、昨年12月末の年間増勢(1月1日比)に続いて、5課題全てで年度(3月末)増勢を達成しました。

安芸民商は、春の運動期間中に5名の会員が増え、年度増勢に。会員比の拡大率は7%で、県下平均2・3%の3倍超の拡大をしています。共済、婦人でも増勢とし、読者は維持しました。

拡大成果会員が県下で58人、会員比3・3%にとどまっていることが、拡大が伸びなかった要因の一つです。

「24時間営業原則」の見直しは当然。 コンビニ等の24時間、365日営業についての私たちの見解

2019年3月 全国FC加盟店協会

1998年4月15日の当会「結成大会」において、私たちは「営業時間、営業日については加盟店が選択できるようにすること」という「当面の要求」を決議しています。

圧倒的多数のFCコンビニ店は家族経営型の小規模業者であり、健康問題も含め、365日・24時間営業は極めて過酷であることも告発してきました。

セブンイレブンもその名のとおり、午前7時開店、午後11時閉店でスタートしました。当時はその長時間営業の便利店の登場は衝撃的でした。競争原理が働くなかでコンビニ業界全体、さらに大手スーパーなどの小売業や飲食業界にも24時間営業が広がりを見せました。

その後、「電力危機」や環境問題、過酷労働の見直し気運等で「深夜営業を条例で禁止」する動きを示す自治体が生まれるなど、24時間営業廃止の動きが生まれ、コンビニ業界でも「24時間営業にこだわらない」大手も出てきました。今日では、24時間コンビニとそうでないコンビニが併存する時代に入っています。24時間営業について消費者の間でも賛否半々という調査もあります。

24時間・365日営業を基本にした仕組みが出来上がったいま、その仕組みを根本から改変することに伴う、商品の製造、配送、販売の各段階の事業者への新たな犠牲の強要が生じないように求めます。

今回、セブンイレブンは「脱24時間見直しの実験」をすると公表しましたが、あらゆる業種で営業時間だけでなく、「休業日」の設定を含む総合的な対策が欠かせないと考えます。大企業等では交代勤務体制も可能でしょうが、小規模業者にその余裕はありません。

24時間・365日営業の仕組みの改変に伴って取扱商品やサービスの減少も起こる可能性もあり、売上利益などが減る場合も予想されます。個々の加盟店(コンビニ店)の立場から、日販30万円台でも生計が成り立つシステムの開発へ、総合的な見直し・改革を求めます。

現在の仕組みのままで、コンビニ店等の新たな加盟店オーナーや後継者が生まれるのでしょうか。業界全体が大きな転機を迎えているのではないのでしょうか。

また、国民・消費者の側から見て、24時間・365日営業でなくなったとしても、日常生活に大きな支障が生じるとは考えられません。深夜時間帯の来客数の実態は平均でも総来店数の1割前後です。特殊に深夜来店が多い店を含んだ平均であって、人口の少ない市町村や都市部でも多くの店舗では10人に満たないのが多数です。

大手スーパーやデパート、商店街にも「休業日」があり、病院にも休日があります。家族経営型小規模業者にとって、10年、20年もの間、心が休まることのない「24時間、365日営業」の仕組みは、あまりにも過酷です。

このような事態を民間企業の自由として容認する社会、それが健康で文化的な社会といえるのでしょうか。私たちは国民的議論をよびかけたいと考えます。

**地方別活動交流会を
増勢の中で迎えよう**

6月に、地方別活動交流会が開かれます。参加対象は、県連、民商の三役、共済会理

事長、婦人部長、青年部長、全婦協幹事です。

地方別活動交流会に向けて、引き続き拡大運動に取り組みます。顕彰基準も設けられています。

全民商と共済会、婦人部、青年部が、顕彰基準に挑戦し、増勢の中で参加者を送り出しましょう。

引き続き、会員のみなさんの参加、協力をお願いします。

3・11を忘れない②

国の「棄民」を許さない

政府と福島県は、年間20ミリシーベルトという「放射線管理区域」の労働者の被曝限度量の放射線量地域に「早く帰還しろ」と迫っています。これを進めると、主に避難者だけでなく避難指示区域からの避難者についても住居費支援を打ち切り、東京電力は、事故賠償を低額に押さえ込み、商工業者への営業損害賠償、避難住民への精神的賠償を打ち切り、福島原発事故の被害をなかつたものにして、とされています。昨年以降、原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を東電が拒否し、センターが手続きを打ち切り始めています。打ち切りられた住民は1・7万人に上り、費用のかかる裁判を選択せざるを得なくなっています。

ウクライナでは、チェルノブイリ法が制定され、被災者には年1回、症状に合わせた保養所の旅行券が支給され、年間被曝線量が5ミリシーベルトを超す地域は居住禁止、1〜5ミリシーベルトの地域では住民に移住の権利が与えられています。福島においても、こうした医療支援と移住の選択権が与えられるべきです。